



27 逗子市教育委員会諮問第2号
2015年（平成27年）6月30日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市教育委員会 印



学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第6条第2項ただし書並びに第8条第3項第6号及び同条第4項ただし書並びに第10条第1項第4号及び同条第2項ただし書の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

教育部学校教育課
内線 510

(別 添)

担当所管名		教育部 学校教育課
事務の名称		学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務
諮問の概要		学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取り扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について
事務の目的及び根拠法令等		学校と警察が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の生命・身体 の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るため 学校と警察との相互連携に係る協定書（案）及び同実施要領（案）
対象となる個人の類型・対象者数		学校と警察との相互連携に係る協定書（案）に定める児童・生徒
第6条関係	取扱う個人情報の区分	人種及び民族、思想、信条及び宗教、犯罪行為にあたる事案の履歴、社会的差別の原因となる社会的身分
	個人情報を取り扱う必要性	学校と警察との相互連携に係る協定書（案）第5条及び第6条に規定する事案の内容に、条例第6条第2項の取扱い制限を受ける情報が含まれる可能性があるため。
第8条関係	本人以外から収集する個人情報の内容と収集先	児童・生徒の健全育成を推進する連絡票に記載する事項（学校と警察との相互連携に係る協定書（案）に定める個人情報） 収集先：神奈川県警察本部
	本人以外から収集する必要性等	学校が児童・生徒の個人情報を警察から収集することにより、児童・生徒の生命・身体 の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るため
	本人通知	情報収集後に本人及び保護者へ通知を行うことを原則とする。ただし、自殺企図や児童虐待等、知らせることで本人及び第三者に危害が及ぶ危険性がある場合は、本人及び保護者又はそのいずれかへの通知を行わない。
第10条関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	児童・生徒の健全育成を推進する連絡票に記載する事項（学校と警察との相互連携に係る協定書（案）に定める個人情報）
	利用・提供先	神奈川県警察本部へ提供
	利用・提供の理由	学校が児童・生徒の個人情報を警察に提供することにより、児童・生徒の生命身体 の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るため
	本人通知	情報提供前に本人及び保護者へ通知を行うことを原則とする。ただし、緊急の場合は、情報提供後、速やかに本人及び保護者への通知を行う。また、自殺企図や児童虐待等、知らせることで本人及び第三者に危害が及ぶ危険性がある場合は、本人及び保護者又はそのいずれかへの通知を行わない。